

# 京都外国語短期大学 公的研究費の不正使用の防止及び対応等に関する規程

(令和2年11月26日制定)

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、京都外国語短期大学（以下「本学」という。）において、公的研究費の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合における対応等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、奨学寄附金、補助金、委託費等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、本学に雇用されている者及び本学の施設や設備を利用している者のうち、公的資金を用いた研究に従事している者、又は携わる者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、公的研究費の他の用途への使用又は本学の規程、法令並びに競争的資金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に違反した使用をいう。

## 第2章 不正防止のための体制

### (責任体制)

第3条 公的研究費の不正使用防止について、最終責任を負う最高責任者として、学長を充てる。

2 最高責任者を補佐し、公的研究費の不正使用防止を統括する責任と権限を有する統括責任者として、国際言語平和研究所長を充てる。

3 統括責任者の指示のもと、本規程に定める事項にあたる事務局として、国際言語平和研究所を充てる。

### (学長の責務)

第4条 学長の責務は、次のとおりとする。

- (1) 公的研究費の不正使用防止のため、本規程の実施に係る方針の決定に関すること
- (2) 公的研究費の不正使用防止に係る情報を受けたときの対応方針の決定に関すること

### (統括責任者の責務)

第5条 統括責任者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 学長の定めた方針に基づく研究倫理教育の実施計画の策定、定期的な実施、受講状況の管理監督
- (2) 研究者等に対する研究倫理の指導に関すること
- (3) 公的研究費の不正使用に係る情報を受けたときの対応に関すること

### (研究者等の責務)

第6条 研究者等は、公的研究費の不正使用や不適切な使用を行ってはならず、また、他者による不正使用の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は公的研究費使用の正当性を証明する手段を確保し、必要が認められた場合には、これを開示しなければならない。

### 第3章 告発等の取扱い

#### (窓口の設置)

第7条 公的研究費の不正使用等に関する機関内外からの告発等を受け付ける窓口を国際言語平和研究所に設置する。

#### (告発の受付)

第8条 告発は、原則として告発者の氏名、所属、住所、連絡先等並びに被告発者等の氏名及び不正使用の内容が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、告発者はその後の調査において希望すれば氏名を秘匿でき、その場合告発者へ通知及び報告は告発窓口を通じて行うものとする。

2 公的研究費の不正使用等に関する告発は、電話、電子メール、FAX、文書及び面談により行うことができるものとする。

3 告発を受け付けたとき、告発窓口は速やかにその内容を学長へ報告するものとする。

4 郵便等による告発で、告発者が告発受領の可否を知り得ない場合、告発窓口は告発者に受領した旨を通知するものとする。ただし、告発者の連絡先が未詳の場合を除く。

#### (告発の相談)

第9条 公的研究費の不正使用の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 相談により公的研究費の不正使用が疑われるときは、相談窓口は、学長に報告するものとする。

3 学長は、前項に規定する報告に相当の理由があると認めるときは、報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

### 第4章 関係者の取扱い

#### (秘密の保持)

第10条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。退職又は異動等によりその職を離し場合も同様とする。

2 統括責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者、被告発者の意に反して調査関係者以外に漏れいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

3 統括責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏れいした場合は、調査中であっても、告発者及び被告発者の了解を得て、調査事案を公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責めに帰すべき事由により漏れいしたときは、当該者の了解は不要とする。

### 第5章 事案の調査

#### (予備調査の実施)

第11条 告発を受け付けた場合又は学長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合、学長は統括責任者に命じ、不正使用が疑われる事案について予備調査を開始するものとする。

2 統括責任者は、必要に応じて予備調査委員会を設置することができる。

3 予備調査委員会は、統括責任者及び統括責任者が指名する2名以上の委員によって構成する。

4 予備調査委員会は、当該告発の信憑性等について調査を行い、その結果を指示を受けた日から14日以内に学長へ報告するものとする。

(本調査の決定等)

第12条 学長は、予備調査委員会の報告に基づき告発の受付から 30 日以内に告発の内容の合理性を確認の上、本調査の要否を判断するものとする。

- 2 学長は、本調査を行うことを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 3 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、当該研究に係る資金を配分する機関（以下「配分機関」という。）又は関係省庁及び告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 4 学長は、本調査を実施することを決定したときは、調査方針、調査対象、及び方法等について配分機関及び関係省庁に報告・協議するものとする。

(調査委員会の設置)

第13条 学長は、本調査を行うことを決定した場合は、調査委員会を設置するものとする。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員を以て組織する。
  - (1) 総括責任者
  - (2) 調査対象者が所属する部署責任者
  - (3) 外部有識者 若干名
  - (4) その他、学長が必要と認める者 若干名
- 3 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と利害関係のない者とする。

(調査内容等)

第14条 調査委員会は、次の各号に定める事項について調査し、認定する。

- (1) 不正使用の有無
  - (2) 不正使用の内容
  - (3) 不正使用に関与した者及びその関与の程度
  - (4) 不正使用の相当額等
  - (5) その他必要と認めた事項
- 2 調査委員会は、調査対象となる研究者等（以下「被告発者等」という）に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。
  - 3 調査委員会は、必要に応じて、被告発者等に対し当該研究費の使用停止を命ずることができる。
  - 4 調査委員会は、関連する部局長等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。
  - 5 告発者は、告発に基づく調査への協力を理由としたいかなる不利益な取扱いも受けない。
  - 6 告発によりその対応に当たるすべての者は、告発者、被告発者等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(調査への協力等)

第15条 被告発者等は、調査委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。退職又は異動等によりその職を離し場合も同様とする。

(調査の中間報告等)

第16条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を、当該配分機関及び関係省庁に提出しなければならない。

## 第6章 不正使用等の認定

### (認定)

第17条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して原則150日以内に調査した内容をまとめ、不正使用が行われたか否かを認定する。

- 2 調査委員会は、前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高責任者に申し出、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正使用が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。

### (調査結果の報告・通知)

第18条 学長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を、告発者、被告発者及び被告発者以外で公的研究費の不正使用に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にその旨を通知するものとする。

### (異議申立て)

第19条 被告発者等は、前条第1項の調査結果の通知日から14日以内に学長に異議申立てを行うことができるものとする。

- 2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、学長の判断により調査委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、異議申立ての趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、学長の判断により調査委員会の委員を変更することができるものとする。
- 3 前項の再調査の指示があったときは、調査委員会は速やかに再調査を行い、その結果を学長に報告するものとする。
- 4 学長は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を異議申立てした者及び調査委員会に通知するものとする。
- 5 学長は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者及び調査委員会に通知するものとする。
- 6 異議申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

### (調査結果の公表)

第20条 学長は、研究費の不正使用が行われたと認定された場合は、次の各号に定める事項をホームページで公表するものとする。

- (1) 研究費の不正使用に関与した者の氏名および所属
  - (2) 研究費の不正使用の概要
  - (3) 研究費の不正使用に対して、本大学が講じた措置の概要
  - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属、並びに調査方法の概要
  - (5) その他学長が必要と認めた事項
- 2 前項の規程にかかわらず、個人情報又は知的財産の保護等、学長が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができる。

## 第7章 措置及び処分

### (措置)

第21条 学長は、調査結果を告発者、被告発者等、関連する部局長等に通知するとともに、配分機関及び関係省庁に対しては、原則として告発の受付から210日以内に、不正使用の発生要因、不正使用に関与した者が関わる調査対象以外の公的研究費の管理監査体制の状況、再発防止策、関係者の処分方針等必要事項を加えて最終報告書を提出しなければならない。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関及び関係省庁に提出しなければならない。

2 学長は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関及び関係省庁へ報告しなければならない。

3 学長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関及び関係省庁からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

4 学長は、前各項による報告又は調査等の結果、当該配分機関及び関係省庁から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、被告発者等に当該額を返還させるものとする。

5 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。

6 学長は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、必要に応じて告発者及び被告発者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

### (処分)

第22条 学長は、本調査の結果、公的研究費の不正使用が行われたものと認定された場合は、当該公的研究費の不正使用に関与した者に対して、法令、職員就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

## 第8章 その他

### (事務所管)

第23条 この規程に関する事務は、国際言語平和研究所の所管とする。

### (改廃)

第24条 この規程の改廃は、研究所運営委員会の議を経て学長が行う。

## 附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。